

日本税理士会連合会

会長 池田 隼啓 殿

平成25年 9月18日  
全国青年税理士連盟  
会長 坂井 昭彦  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
代々木リビン401号  
電話 03-3354-4162

## 国税庁職員による情報漏えい事件に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、先日国税庁出身の税理士と国税職員が逮捕されました。新聞報道等によれば、一部の納税者の利益の便宜を図るため、国税職員が個人情報を持ち出し、税理士が脱税を指南した疑惑が生じています。今回の事件は国家公務員である国税職員と民間人である退職国税職員である税理士（以下、「国税OB税理士」）との日常的な癒着を国民に想起させるとともに、報道されている通りの情報漏洩事件であるならば、税理士制度及び税務行政に対する国民の信頼を大いに裏切る結果となることは明らかです。そこで、逮捕者を出すに至った今回の事件について国税庁に対し厳重な抗議を行い、事実関係の徹底解明と公表を求め、かつ、国税庁が保有する納税者の情報について、その管理徹底を求めているとともに、今後の税理士制度のあり方等について提言していただきたく、要望いたします。

### 1. 国税庁に情報管理の徹底を求めるべきである。

国税庁には納税者の氏名や住所のみならず、各個人や法人の申告書や納税額など、極めてプライバシー性の高い情報が大量に保管されており、それらの個人情報については厳重な管理の下で慎重な取り扱いがなされなくてはならない。

今回の事件において、国税庁の内部情報が漏洩していた可能性が高いと言われているが、容疑者である職員個人の問題に帰することなく、今後このような事態が二度と生じないよ

う、内部情報の管理体制の見直し及び整備を求めるべきである。

## 2. 国税職員に対する倫理研修の充実を求めるべきである。

今回の事件が報道されている通りの情報漏洩事件であるならば、秘密を守る義務を定めた国家公務員法第100条に違反していることは明らかである。そもそも日本国憲法はその前文において国民主権をうたっており、憲法第15条2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められおり、国家公務員法第96条において「すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と公務員の服務の根本基準が定められている。

一部の納税者の利益に資する目的で個人情報を持ち出すようなことは、公務員としての基本理念から大きく乖離する行為であることは言うまでもなく、そのような行為が絶対に行われないう、国税職員に対する倫理研修等の教育体制の充実と強化を求めるべきである。

## 3. 税理士法における欠格条項及び登録拒否事由制度を強化すべきである。

現在、税理士法第4条において法令違反があった者には、一定の期間は税理士となる資格を有しないこととされており、また第24条において、一定の事項に該当する者は登録をできないこととされている。

本来、これらの制限規定は憲法第22条の職業選択の自由に抵触する恐れがあるため、厳格かつ慎重に規定されなければならない。

しかし、今回の容疑者である国税OB税理士は国税庁職員時代に顧客のあっせん容疑により懲戒免職となった経緯があり、このような者に対する税理士登録が可能である現在の登録制度のあり方には問題があると考ええる。今後の税理士法改正において、欠格条項制度や登録拒否事由の見直し等を検討するとともに、現在の登録拒否事由制度の運用内容等を精査し、一刻も早く改善がなされる様に対処すべきである。

## 4. 税務官公署等行政実務経験者に対する事実上無試験による税理士資格の自動付与制度は即刻廃止すべきである。

本来、国家資格として独占業務を有する職業法上の資格を得るためには、国民すべてが公平、平等に努力する責を負うべきであり、社会通念に照らしても公正な方法で実施される国家試験に合格した者が税理士となる資格を有する者となるのが当然である。公務員が、税法に関する事務に従事したことをもって、また、行政内部での研修を修了したことをも

って何故に税理士試験合格と同等以上の資質をもたらすといえるのか、客観的合理性がないうえに、一般国民に比し著しく不公平である。

よって、税務官公署等行政実務経験者の勤務年数、研修修了による税理士試験免除（税理士資格の自動付与）は、ある種の公務員の天下りであり国民の理解を得ることはできない。公平、公正を求める現代社会においてこのような特権的優遇措置は許されず、即刻撤廃すべきである。

以 上